

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

本日の出席議員数は、10 名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

《一般質問、答弁》

◇議長 西田時雄

日程第 1、一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

3 番 中村 勝巳君。

◇3 番 中村 勝巳

はい、議長。

おはようございます。3 月議会に続き、今回も抽選順により、トップバッターとして一般質問をさせていただきます。トップバッターということで、重責を感じますとともに、非常に緊張している心境でもあります。それでは 6 月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、分割質問方式により 2 点についてお尋ねします。

1 点目は、予防投資型行政としての健康増進事業についてです。今年 3 月に、隣接 H 市が 65 歳以上の市民に無料で実施しているあたまとからだの健康増進事業で、認知機能チェックを受けて医学的知見に基づき運動指導や栄養指導等のプログラムを受けた人の年間医療費が、受けていない人に比べ年間 26 万円以上低く抑えられているという新聞記事が掲載されていまして。これは、認知機能の現状を早くから把握することで、脳や身体の衰えの抑制に取り組むこと

で健康増進だけでなく、将来的な医療費・介護費抑制にも繋がる可能性を示されたもので、全国的にも注目されている取組みだそうです。

そこで H 市モデルを、本町規模で単純概算してみます。川北町は人口約 6,000 人、65 歳以上人口は約 25%で約 1,500 人です。1,500 人×26 万円とすると、3 億 9 千万円/年の医療費差額規模になります。実際はその 1~2 割の人が認知機能チェックに参加とするとして、3,900 万円から 7,800 万円の医療費差額になります。人口 6,000 人規模の行政にとって、財政に与える影響は非常に大きいのではないかと思います。今後、益々高齢化社会が進みますが、健康づくり事業は福祉支出として単に捉えるだけでは無く、将来的に、医療費を抑える予防投資になり得るものでないかと思います。

我が町においても、高齢化の進行に伴う認知症対策、フレイル予防、社会参加促進、医療費増加への対応は重要な行政課題であります。従来の地域密着型の介護予防や健康維持増進中心の取組みから、科学的データを分析して効果検証まで行う、予防投資型行政への移行が必要ではないかと考えます。

そこで、関連する 3 項目について伺います。まず 1 項目として、隣接 H 市のあたまとからだの健康増進事業に対する本町の認識と評価についてどのように捉えているのか。2 項目として、本町においても認知機能チェックや運動・栄養指導を組み合わせた介護予防モデルを導入する考えはあるのか。3 項目として、国保データや後期高齢者医療データを活用した健康事業の効果検証、

医療費分析に取り組む考えについて、どのように考えているのか、以上の３項目について町当局に伺います。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、お答え致します。議員が述べられているのはお隣の白山市だと思いましたが、あたまとからだの健康増進事業は、高齢者が身近な場所で、習慣的な運動に、そして安全かつ気軽に取り組むことができる環境の整備を支援することにより、高齢者の認知機能及び身体機能の維持向上を目的に実施されているものであり、効果として医療費が抑えられたことについては、すばらしい取り組みであると捉えてもおります。

ご存知のとおり、本町、川北町では35歳以上を対象として、29年前の平成9年度より実施しております短期人間ドックの助成事業が、生活習慣病予防やがんの早期発見に繋がる事業であり、毎年、平均約480人の町民の方が受診をされております。その中で、直近2年間の利用状況を見ますと、69名のがんの疑いがあると診断されています。また、認知症に関するドックのコースもあり推奨も致してもおります。生活習慣病を発症するリスクの高い方に対して、保健師や管理栄養士が個別に介入する保健指導も行なってもおります。いずれにせよ、がんも含めて、あらゆる生活習慣病の早期発見・早期治療が最も重要であり、効果が期待されるものと考えており、今後とも、町民の健康

維持・増進に資する施策を展開して参りたいと考えております。

なお、医療費分析につきましては、既に様々なデータベースを活用して、全員に広く浅く情報提供等をするのではなく、生活習慣病の予防効果が高く、病気の発症や重症化を防ぐことが期待できる方への支援を重視を致しております。また、効果検証につきましては、長期的な分析が必要であり、今後、事業を継続していく中で、実施して参りたいとも考えております。

◇3番 中村 勝巳

議長3番。

◇議長 西田時雄

3番 中村 勝巳君。

◇3番 中村 勝巳

はい、議長。

2点目は、部活動地域移行に伴う安全安心な移動手段の確保についてです。中学校部活動の地域移行は、教員の働き方改革や少子化への対応として進められておりますが、本来の目的は子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を将来にわたり持続可能な形で確保するということであります。単に活動の受皿を学校から地域へ移すというだけではなく、安全安心に参加できる環境整備迄を含めて、制度設計を行う必要があると考えます。

特に本町のような小規模自治体では、今後、競技人口減少に伴う合同チーム化や広域連携化が進み、大会参加時や合同練習等において町外施設への移動機会が増加する

ことが想定されます。その結果、保護者による送迎負担が増加する懸念があり、共働き世帯やひとり親家庭、自家用車を持たない家庭等にとっては、送迎の可否が活動参加そのものを左右しかねず、参加したくても移動できない子どもが生じる可能性があります。また夜間移動や冬季の悪天候時等の安全面への配慮も極めて深刻であります。さらに地域移行後は、移動中の事故等に関わる責任区分が曖昧になりやすく、川北町認定地域クラブ要項では、活動に関わるすべては地域クラブに帰属すると記載しているが、広域移動時に関する責任の所在が不明確であり、安全管理体制の整理も必要であります。しかし、多くの自治体の地域移行ガイドラインでも、指導者確保や活動時間、会費等に関する記載はある一方、移動手段確保や送迎支援に関する記載が十分とは言えない状況も多々見受けられるようです。

そこで、関連する以下の2項目について、伺います。

まず1項目として、地域移行後の大会参加等の送迎移動に伴う家族負担について、町はどのような課題認識を持っているのか。2項目として、スクールバス活用や公共交通利用支援、送迎困難家庭への配慮、安全管理体制の整備等を含めた広域移動手段の確保を地域移行ガイドラインへ明記する考えはあるのか。町当局の見解を伺います。

◇議長 西田時雄

教育長 西田誠一君。

◇教育長 西田誠一

はい、議長。

お答え致します。議員指摘のとおり、中学校部活動の地域展開は、教員の働き方改革を推進する観点だけでなく、子供達が将来にわたりスポーツや文化活動に親しむことができる持続可能な環境を確保することが、本来の目的であると認識しております。

活動の受け皿づくりだけにとどまらず、安全・安心な参加環境を整えることは、近隣自治体との広域的な連携も必要となる本町の実情におきましては、極めて重要な課題であると考えております。

1 点目の送迎移動に伴う家庭負担への課題認識について、お答え致します。

広域連携の導入に伴い、町外への移動機会が増加することは想定されるところであり、それに伴う保護者の送迎負担や、家庭環境への影響については、重要な課題の一つであると考えております。移動手段の確保や負担軽減のあり方につきましては、地域展開を円滑に進めるための重要な要素であることから、今後の具体的な検討課題として参りたいと考えております。

次に、2 点目の広域移動手段の確保や安全管理体制のガイドラインへの明記についてお答え致します。現在の学校部活動における大会等への移動の際は、安全性を最優先に貸切バスの運行費の補助や、保護者会による送迎時の保険加入・交通費支給等の支援を行っているという実情がございます。今後、これら現行の支援のあり方を踏まえつつ、認定地域クラブにおける大会や遠征時の移動経費等について、具体的な対応策を検討して参ります。その際は、町内で先行して活動している小学生対象のクラブチーム等の事例とも比較検討し、本町の実情に

即した支援のあり方を精査して参ります。

また移動時における事故等の責任区分や安全確保の基準につきましては、子供たちの命を守る最重要事項でありますことから、早急に明確な基準を策定し川北町認定地域クラブの要綱や、またガイドライン等に要件として明記・追記する方向で進めてまいりますことをお伝えし、答弁と致します。

◇議長 西田時雄

6 番 窪田 博君。

◇6 番 窪田 博

はい、議長。

6 月町議会定例会において一般質問の機会を頂きましたので、1 項目ですが庁内の組織見直しについて質問致します。最近の話題の中で、今年 4 月から 5 月にかけて、能美市内に製造拠点をもち、セラミックス大手の NGK(旧日本ガイシ)が石川工場隣接地の約 10 万 4 千㎡に約 715 億円の投資する等 3 社の巨額な報道があり、近隣市の企業動向に驚かされております。

本町においても、町財政を潤すよう町内の企業にも多くの投資を期待するところでございます。

さて、町の課題であります。これまで町議会で議論された課題や将来的な課題を含め数例取り上げてみますと、例えばひとつは企業誘致の取組み、ふたつめは町民からの要望が高い広域公共交通の利便性、みつめは魅力ある町づくりと若者の移住定住対策、よつつめは老朽化した公共下水道管の改修、いつつめは加賀産業道路から国道 8 号線までの川北縦貫道路の 4 車線化の早

期事業化、むつつめは建築後、相当経過していると思われます小・中学校校舎の改築・改修等々が考えられます。一方、今、申し上げたような課題の対応には、対外折衝と柔軟な企画・発想が求められますが、現状においては、限られた職員数で年間のルーチン業務に追われている執務体制の中で、大変苦慮されておられるのではないのでしょうか。その対応策として、特に企画部門の充実等、庁内に新しい風を吹き込むことが大事でないかと思っております。

一昨年、総務産業と教育民生常任委員会合同の県外研修で滋賀県の甲良町と奈良県の三宅町を視察致しました。甲良町の課題は空き家と空き地の対策、三宅町の課題は地域住民と行政が一体となった教育の充実でありましたが、それぞれ、期間限定で採用した大手の民間企業経験者や元校長さんから、その取組み内容や具体的な成果について説明がありましたが、大変感銘を受けました。そこで提案でございますが、本町の将来的な案件も含め、企画・立案と計画性が求められる課題を対処するため、庁内の組織見直しの検討、例えば、総務課を分離し、企画財政課の新設と併せて、民間企業経験者 1 名を期間限定で採用する等を検討してはどうでしょうか、町当局に伺いたいと思います。

◇議長 西田時雄

総務課長 國雲正樹君。

◇総務課長 國雲正樹

はい、議長。

お答え致します。議員ご指摘のように、庁

内組織の見直しや民間出身者等を任期付職員として採用することは、行政の課題が複雑・多様化している中で、有効であると認識しております。組織体制につきましては、これまでも適宜、見直しを図って参りました。議員のご提案とは真逆となりますが、総務課と企画財政課を統合させたのも、その一つであります。また、その都度、各課を横断したチームや作業部会等を作り、様々な課題に対して、臨機応変な対応にも努めております。

任期付職員の採用については、外部の専門的な知見や、ノウハウを取り入れることは、組織の活性化や新たな課題等への対応において、有効となり得る可能性を秘めているものと考えております。令和7年4月に専門的な知識と経験を備えた人材や、一時的な業務量の増加に対応する職員を任期を定めて採用する一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めておりますので、今後、外部専門人材を求める事態が生じた際には、費用対効果を含めて、様々な観点から、慎重に検討していくことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 西田時雄

4 番 山田勝裕君。

◇4 番 山田勝裕

はい、議長。

はい。私も一般質問の機会頂きましたので、ふたつの質問を分割質問方式により質問したいと思います。ひとつめはサンフィールド川北の利用状況と芝生の保全対策について質問します。サンフィールド川北は

オープン以来、サンアリーナ川北と同様に、多くの町民そして県民に利用されています。現在の川北町の利用方針としては、格安の利用料金で難しい利用条件も設定せず、広く開放されていることは高く、評価できる場所です。がしかし、皆さん見られたでしょうか。今年のサンフィールド川北を見るに、危惧される状況が見えています。この5月の連休に私、状況を視察しましたところ、1日に300人から400人が利用し、そのほとんどはサッカー競技に利用されていきました。多目的運動公園としてスタートしたわけですが、ほとんどがサッカー競技に充てられているようです。私はスポーツ協会会長としては、サッカー少年の頑張りを応援したいところですが、そのグラウンドを見るに、天然芝はスパイクによって剥げ落ちベアグラウンド化し、雨天時には水溜りができる状況になっています。これまでの利用状況は、どういう実態となっているのでしょうか。多目的運動公園としての機能は確保されているのでしょうか。グラウンドゴルフができたり、レクリエーション競技ができたりという芝生運動公園で、利用方法を推進することが必要ではないかと思っています。また、約600mの周回路を活用した、例えばナイトウォーキングスタンプラリーみたいなものも一考かもしれません。まあ、今の状況では天然芝の恩恵は消滅するのではないかと危惧しておりますが、他市町を参考に使用条件を細かく設定する等、天然芝運動公園のあるべき姿を取り戻さなければ、単なる土のグラウンドになってしまうのではないかと危惧しておりますが、土日、平日の利用状況と芝生の

保全対策について質問したいと思います。
よろしくお願いします。

◇議長 西田時雄

教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。子どもから高齢者まで、幅広い世代に親しんでもらえる施設として、また、防災拠点としての活用をコンセプトに整備したサンフィールド川北ですが、令和 6 年 4 月の竣工から 2 年が経ちました。この間、イベントの開催のほか、健康増進のジョギングやウォーキング、そしてサッカー競技等、連日多くの町民の皆さまにご利用頂いています。そして、今年 3 月に大型複合遊具等が完成し、休日には多くの親子連れで賑わい、更に魅力ある公園となりました。参考ではございますけども、完成後の 2 年の利用者数を申しますと、令和 6 年度は 15,296 人、令和 7 年度は 19,761 人のご利用がありました。

さて、議員がご指摘の天然芝につきましたは、昨年度中、天然芝の一部に傷みが見え始め、特に雨天時には窪みの影響もあり、部分的に水が溜まる所があります。また、昨年度末頃からは更に広範囲に表土が見えはじめ、教育委員会としても大変危惧しているところでございます。芝生が広がる運動公園の利用状況につきましては、町のイベントを除きますと、ほぼ、サッカー競技関係の利用でございまして、平日夕方から夜間、そして土曜日、日曜日の日中の利用が主なものです。

多目的運動公園としての機能の確保につきましては、決して他の競技の利用を制限している事はありませんので、多くの皆様にご利用を検討して頂きたいと考えています。また、芝生の保全対策につきましては、一定期間使用を控え、芝生を休ませる事や、天然芝の傷んだ部分を定期的に修繕する事等、安全・安心を確保しつつ、管理業者や他市町の状況を参考に、今後の利用を勘案しながら、検討して参ります。

◇4 番 山田勝裕

はい、議長。

◇議長西田時雄

4 番 山田勝裕君。

◇4 番 山田勝裕

はい、ありがとうございます。芝生の天然芝ですので、復活にはまた時間が掛かりますので、その辺も勘案して保全対策をよろしくお願いいたしますと思います。

2 つ目は、集落内の自転車レーンの設置の可能性について質問したいと思います。今年 4 月より道路交通法の改正により、自転車に対する規制が厳しくなり交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が運用されています。これまでの自転車事故の 4 分の 3 は自転車側に原因があると言われており、自転車も車両の仲間であって運転者の責任も大きく問われることとなっていますし、自転車利用者の安全意識の強化が求められています。まあ、青切符の対象者は 16 歳以上ですが、川北町での自転車利用の多くは、中学生の通学利用だとは思いますが、

自転車側の罰則や基礎規制を強化することばかりではなく、自転車利用者側に対する安全の確保に繋がる整備も必要ではないかと思います。そのひとつの方策として、集落内の自転車レーンの設置は、自転車にとってもクルマにとってもまた歩行者にとっても安全確保に繋がるのではないかと考えます。金沢市内を見ますと、例えば駅から香林坊方面にかけて、狭い道路にも自転車交通帯レーンが確保されている状況が確認されます。本町では特に朝の通学通勤時には車の往来も多く、何よりも小学生の登校時と中学生の登校時が重なる時間帯であり、お互いの通行範囲を明確にすることも必要ではないかと思いますが、自転車レーン設置の可能性について伺いたいと思います。よろしくお願い致します。

◇議長 西田時雄

土木課長 奥村栄一君。

◇土木課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。

現在、朝の通勤通学の時間帯は、小学生、中学生、高校生等の通学や自動車通勤の時間帯と重なり、集落内の道路の一部では一時的に混雑していることは承知しております。このような状況において、議員ご質問の中学生の自転車通学に対する安全確保の為に自動車混在型の自転車通行帯の設置につきましては、規定上、通行帯の幅は 1.5m 以上で、左右両側に設置する必要があり、幅員の狭い集落内道路では、それぞれのレーン幅が十分に確保できないことから、新たな

自転車通行帯の設置は、極めて困難であると認識しております。

しかしながら、歩行者、自転車、自動車が混在する道路事情を踏まえ、利用者の安全意識の啓発、そして安全に走行できる環境の整備と併せて、それぞれがしっかりとルールを正しく理解することも安全対策としては有効であり、大変重要でございます。

以上のことを踏まえ、道路利用者が安全に、そして安心して交通できるよう、道路環境づくりを関係機関と引き続き、連携して参ります。

◇議長 西田時雄

傍聴者に申し上げます。携帯電話はマナーモードもしくは電源をお切りください。

次に、8 番 山村秀俊君。

◇8 番 山村秀俊

はい、議長 8 番。

6 月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、川北温泉の料金について 2 点分割質問方式により、お尋ねします。1 点目は高齢者の無料化です。現在、百寿会館のお風呂は、町の 60 歳以上の方が無料になっています。一方で、川北温泉の利用に対しては、無料券が町民に配付されています。

しかしながら、そもそも川北温泉での町民の利用割合が 1 割程度と低く、また、無料券の利用も、町外の方の利用が多いようです。そのため、更に、例えば町の 70 歳か 75 歳以上の高齢者の方を対象に無料とし、町民の憩いの場としてもっと利用してもらえる様に促す工夫なり手段が必要と考えます。

そこでお尋ねします。高齢者の無料化に

ついて、町としての考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

住民課長 大山恭功君。

◇住民課長 大山恭功

はい議長。

お答え致します。川北温泉ふれあいの湯は、平成3年2月のオープン以来、町内外から多くの方々が訪れており、入浴者数は今月中に1千万人を迎える予定です。この節目を迎えるにあたり、記念事業として、達成日予想クイズやオリジナルタオルの再販売、毎月26日の風呂の日事業を行う等、盛り上げを図っております。

お尋ねの高齢者の無料化については、議員のご質問にあるとおり、高齢者が無料で入浴できる百寿会館もあり、両施設の利用状況等を踏まえ、慎重に検討しなければならないと考えております。また、先日開催された、余暇健康開発公社の理事会では、町民対象に年間パスポートを発行してはどうかとのご意見も頂いております。

ふれあい健康センターは、町民に保養と健康増進及び余暇活用を提供し、合わせて、地域の振興に寄与するための地域間の交流の基幹施設として設置された施設であります。町と致しましては、この目的達成のため、今回の山村議員のご質問や、関係の皆様からのご意見を参考にしながら、今まで以上に多くの町民の皆様にご利用され、憩いの場となるよう、利用促進に努めて参りたいと思っております。

◇8番 山村秀俊君

議長、8番。

◇議長西田時雄

8番 山村秀俊君。

◇8番 山村秀俊

次2点目ですが、温泉料金の見直しです。現在の利用料金は、約7年前に料金の見直しがされました。しかし現状では、毎年、固定費で2千万円以上の赤字で、工事費は別にしてです。今後、各種費用の値上りや、燃料費の高騰・老朽化による修繕工事等も見込まれ、確実に、赤字額が更に増えると思います。又、川北温泉だけでなく、百寿会館のお風呂についても然りで、単に、公共施設だから赤字でもやむを得ないではなく、町民からみて、工夫を凝らした結果のやむを得ない赤字であるべきです。

そこでお尋ねします。まずは、料金の見直しもやむを得ないと私は考えますが、町としてのお考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

住民課長 大山恭功君。

◇住民課長 大山恭功

はい、議長。

お答えします。ふれあい健康センターは、先ほどの答弁で申し上げたとおり、町民の保養と健康増進や地域間交流を目的として設置された施設であり、利益追求を目的とはしていませんが、過度な赤字負担は、町の財政運営に大きな影響を与えるため、経営改善に取り組んでおります。しかしながら、

昨今のあらゆる物価の高騰に加え、中東情勢の緊迫化による影響が追い打ちをかけており、歳出抑制には限界があると考えてもいます。そうすると、利用者数の増加、或いは議員のご質問にある入浴料の見直しが考えられます。

まず、利用者数の推移について申し上げますと、令和に入りコロナ禍で利用者数は大きく減少しましたが、近年は、利用者数が徐々に回復しております。令和7年度では、入浴者数が207,281人、1日平均で679人、使用料総額は前年度より340万2千円増の5,336万6千円で、使用料が5,300万円を超えるのは、平成16年度以来、実に21年ぶりです。今年度に入っても、利用者は順調に推移しており、入浴者数1千万人に向けての記念事業の1つ、毎月26日の風呂の日事業、11枚綴りの入浴回数券を1冊購入した方に入浴招待券を1枚進呈するものですが、こちら、4月26日には回数券が445冊、5月は488冊購入されました。これは、通常の日々の1日あたりの購入冊数の約20倍であり、低料金が魅力で、常連客が多いことが窺え、非常に好評であります。また、ふるさと納税の返礼品に入浴招待券を加えたり、マイナンバーカードを住民課窓口で提示すると入浴招待券5枚を進呈する事業等を実施し、更に健康づくり事業として、6月13日土曜日に館内で顔コリほぐし講座を計画する等、利用促進に取り組んでおります。

お尋ねの利用料金の見直しについてであります。ご承知のとおり令和2年1月に、入浴料を大人一人あたり200円から300円に見直す等の利用料改定を行っております。

改定直後にコロナ禍における利用者数の減少がありましたので、ここ数年になって、ようやく料金改定の効果が表れていると考えています。利用料の改定は、見直しの幅によって、利用者数に大きな影響を与えます。今後とも、近隣の入浴施設の料金も参考にしながら、将来を見据えた課題として検討するとともに、引き続き、経営改善と利用者の増加を図る取組みに、全力を注いで参ります。

◇議長 西田時雄

5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔

はい、議長。

本議会において一般質問の機会を頂きましたので、2問、分割質問方式にてお伺い致します。1問目はPFASの水質検査についてお伺いします。

近年、発がん性等健康への影響が懸念される有機フッ素化合物PFAS、特にPFOS・PFOAによる水道水汚染が全国各地で問題となっています。今年2月には、白山市の印刷インキ工場敷地内の地下水から高濃度のPFASが検出されたと報道があり、その後の石川県の調査でも、白山市や能美市の複数の井戸水から国の指針値を超えるPFASが検出されました。川北町でも、自分達の飲み水は大丈夫なのかと不安を抱く住民は少なくありません。こうした中、今年4月からPFOS及びPFOAの水道法上の水質基準項目となり、簡易水道を含むすべての水道事業者に対し、原則3か月に1回の定期検査と、基準値超過時の原因究明や水質改善対応が義務

付けられました。町の簡易水道は、町民の命と健康を支える重要なライフラインです。現時点で問題が確認されていないとしても、住民の不安を取り除くために、検査体制や緊急時の対応方針をあらかじめ明確にし、迅速に対応できる備えが必要と考えます。

そこでお伺いします。ひとつめ、令和7年度川北町水質検査計画では、PFOS・PFOAの検査を9月に実施予定としていました。検査はどの地点で、いつ実施し、結果はどうであったのでしょうか。ふたつめ、令和8年度の水質検査計画は、PFOS・PFOAの水質基準化を踏まえた見直しが必要になると思います。どの地点で、どの頻度で検査を実施する予定か。また、基準値を超過した場合、水源切替や浄水処理の強化、住民周知等、どのような対応を想定しているのでしょうか。汚染源が疑われる場合、原因調査や再発防止のために、県や関係機関とどのような連携体制をとってゆかれるのでしょうか。みつめ、これまで水質検査結果は公表されてこられませんでした。今年度からは住民の安心につながるよう、PFOS・PFOAを含めた全検査項目の検査結果を速やかに公表するお考えはありませんでしょうか。

以上、町民が安心して水道水を利用できるよう、平時からどのような備えを進めていくのか、町のお考えを伺います。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

それではお答えを致します。

町では、水道水のPFOS・PFOAの検査実績

と致しましては、令和6年度と令和7年度に1回ずつ、町内の全水道施設で検査を実施を致しております。

検査結果は、全ての施設において基準値60ngを下回っており、問題はありませんでした。PFOS・PFOAの水質検査につきましては、水道法施行規則第15条に基づき、簡易水道事業では概ね3ヶ月に1回以上とされておりますが、令和8年4月以前の検査結果が、水質基準の1/5ですから、10ng以下で、その周辺状況を勘案して、検出される恐れがない場合には、年に1回以上の検査をすることが出来るとされております。

川北町では全ての給水施設で、過去2回の水質検査を実施を致しまして、基準値の1/10、定量下限値ですが5ng未満となっているため、令和8年度は、年1回の検査を計画を致しております。また、基準値を超過した場合や、超過の恐れがある場合の対応と致しましては、その時の状況により異なりますので、基本的な対応としては、国土交通省等の定める水道事業者等による対応マニュアルに基づき、水質検査の確認を行い、現状を防災無線等で町民に対し速やかに周知を図り、それらの除去対策を講ずる等、関係機関と連携を図りながら対応を想定を致しております。水質検査結果の公表につきましては、これまで通り担当課において、閲覧にて行なうとともに、町ホームページにも掲載を致します。

今後とも定期的な水質検査を実施し、町民の皆様が安心して水道水を利用して頂けるよう努めて参ります。

◇議長 西田時雄

傍聴者の方にお知らせします。携帯電話の電源はお切りください。

◇5 番 宮崎 稔

議長、5 番。

◇議長 西田時雄

5 番 宮崎 稔君。

◇5 番 宮崎 稔

はい、ご答弁ありがとうございました。

2 問目に移ります。持続可能な上下水道事業について伺います。令和 8 年度からスタートする新たな川北町総合計画では、持続可能な上下水道を目指すことが掲げられております。持続可能な事業運営のためには、安定した財源確保が重要であると考えますことから、今回は上水道事業の財源確保の方針について伺います。

総合計画では、安全で良質な水の安定供給に向け、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに、経営基盤の強化や健全運営に努め、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図るとされています。

その中で、重要業績評価指標として料金回収率が掲げられており、令和 6 年度の実績値 59.2%を、5 年後に 59.5%とする目標となっております。しかし、この目標設定は、今後も料金回収率を 60%で維持していくという考え方にも見受けられます。料金回収率 60%という状況は、水道料金収入のみでは給水に関わる費用を十分に賄えていない、つまり 60%しか賄えていない状態であり、一般会計からの繰入に依存した経営構造で

あると言えます。これまで川北町では、政策的に水道料金を低く抑え、不足分を一般会計から補填することで運営されてきました。しかし近年は、町財政も厳しさを増す中で、水道施設の老朽化対策や耐震化等、多額の更新需要への対応が求められています。

持続可能な事業運営のためには、将来を見据えた安定的な財源確保が不可欠であり、独立採算制を基本とする公営企業として、料金回収率についても、少なくとも 100%に近づけていく方向性が必要ではないかと考えます。そのうえで、なお不足する部分については、一般会計からの繰入や基金の活用等も含め、総合的な財源対策を検討していく必要があると思います。

そこでお伺いします。総合計画における料金回収率 59.5%という目標値は、どのような考え方に基づいて設定されたのでしょうか。また、持続可能な事業運営に向けた財源確保について、今後どのように進めていくお考えでしょうか。あわせて、今後の具体的な施策は経営戦略に盛り込まれるものと思いますが、今年 3 月完成予定と伺っていた経営戦略の進捗状況についても伺い致します。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 川北征章君。

◇産業経済課長 川北征章

はい議長。

お答えを致します。簡易水道事業における料金回収率の向上は、持続可能な事業運営のために、非常に重要な課題であることは十分承知をしているところであります。

料金回収率をあげるには、経常経費の削減、若しくは、料金の値上げのいずれかとなりますが、経常経費の削減は、昨今の物価高の状況においては、容易ではありません。一方、料金回収率を 100%に近づけるための試算を致しますと、料金は、現状から倍増となります。これまで、町では公共料金の低廉化を掲げる中で、令和 5 年度に開催された上下水道料金審議会の答申により、水道料金を平均で 45%程度値上げしていることから、現段階においては、住民負担の大幅な増大とならないように現在の回収率と同水準である 59.5%に設定をしたところであります。

また、経営戦略の進捗につきましては、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を見据えた重要な指針であり、最終調整に時間を要しましたが、現在は、ホームページに掲載をしております。

今後の持続可能な財源確保につきましては、非常に厳しい状況下ではありますが、施設の長寿命化を図るための修繕方法を工夫する等、経常経費の縮減を図り、公営企業会計の適正な運用に努めて参ります。

◇議長 西田時雄

7 番 井波秀俊君。

◇7 番 井波秀俊

はい、議長。

6 月町議会におきまして、一般質問の機会を頂きましたので、私からは、不要になった公的備品の有効活用について、新砂川揚水の転落事故防止について、以上 2 点を、分割質問方式で質問致します。まず初めに、不要になった公的備品の有効活用について、

質問させていただきます。近年、学校や役場等の公共施設では、机・椅子・ロッカー・教材・事務用品等、まだ使用可能な備品であっても、更新や統廃合に伴い廃棄されるケースが見受けられます。これらの備品の処分には廃棄費用や運搬費用が発生しており、財政負担となっております。一方で、全国では自治体がフリマアプリやインターネットオークションを活用し、不要備品を販売する取組みが広がっております。石川県内でも、中能登町においてフリマアプリを活用した不要品販売が行われております。こうした取組みは、処分費用の削減だけではなく、売却収入の確保、リユースによる環境負荷の軽減、環境型社会の推進にもつながるものと考えます。

そこで、我が町でもまだ使用可能な備品について、フリマアプリやインターネットオークション等を活用した売却を検討してはどうでしょうか。不要備品の再利用を通じて、歳出削減と環境配慮を両立させる取組みを今後推進していったらどうでしょうか。不要になった公的備品の有効活用について、町当局のお考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

総務課長 國雲正樹君。

◇総務課長 國雲正樹

はい、議長。

お答え致します。不要となった備品を、フリマアプリ等を活用し、販売する取組みは、新たな財源の確保だけでなく、廃棄物の減量化や循環型社会の形成を推進する上で、有効な手法の一つであると考えており

ます。近年は、全国の自治体がメルカリショップ等へ相次いで出店する等、リユースの取組みが進んでおり、中には官民連携による動きがあることも存じて上げております。

当町における、不要となった備品のほとんどが、経年劣化により再利用できない物であり、再利用が可能な物については、その都度、各部署に照会をかけ再利用に努めております。また、直近において更新するものとしては、小中学校のタブレット端末となりますが、残念ながら端末内のデータ消去等の問題があり、対外的に販売するには不向きであり、現在、他に活用方法等が無いかを調査・検討しているところであります。フリマアプリ等を活用するためには、不要となった物の選別から撮影、出品、発送に至るまでの業務フローの構築や、保管場所の確保、そして、限られた職員数の中での、効率的かつ持続可能な運営体制の構築等、整理すべき課題が数多くあります。

このことから、現時点で直ちに活用することは難しいですが、環境負荷の軽減に向けて、外部委託等の活用による運用が可能かどうか等、費用対効果を含め検討して参ります。

◇7 番 井波秀俊

議長、7 番。

◇議長西田時雄

7 番 井波秀俊君。

◇7 番 井波秀俊

答弁ありがとうございます。ぜひ前向

きに検討して頂ければ幸いかなというふうに思っております。続きまして、新砂川用水の転落事故防止対策について質問させていただきます。新砂川用水の下田子島からなでしこタウン地区までの水路では、本年、散歩中の方が転落し、亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。更に、2 年前にも同じく転落事故が起きており、尊い命が失われ、地域住民の間では安全性への不安が高まっています。当該用水路周辺は、農道で車通りもほとんど無いことから、日常的に散歩をする方や犬の散歩をされる方が多く利用している場所であります。しかしながら、現地には転落防止柵や防護壁がほとんど設置されておらず、特に高齢者や子ども、夜間利用者にとって危険な状況が続いております。事故が繰り返されている現状を重く受け止め、町として早急な安全対策を講じる必要があると考えます。

距離が長いことから費用面の問題や、農道特有の農作業との兼ね合いもあると思いますが、土木会社さんの話ではトラロープ等、簡易的な方法でも対策になると聞いております。

新砂川用水の問題の箇所の安全対策について町当局のお考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それではお答えを致します。近年は、全国的に農地の宅地化が進んだこと等により、水路に面している住宅地等が増加したこと

で、水路への転落事故の発生や、その危険性が増しております。農業用水への転落事故を未然に防ぐには、出来るだけ近づかないことが重要であり、町と致しましては、小学校等にチラシを配布し、注意喚起をするとともに、町民に対しましても危険性を周知し、転落防止への意識を高めて参りたいと考えております。転落防止柵につきましては、これまでも国の補助事業等により設置して参りましたが、農耕車両の通行に影響が出る場合がありますので、地元の方々と協議をした上で、設置を検討していきたいと考えております。

いずれに致しましても、手取川七ヶ用水土地改良区等関係機関と連携を密にして、農業用水の危険箇所把握と安全対策に取り組んで参ります。

◇議長 西田時雄

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 西田時雄

日程第2、承認第2号から承認第4号及び議案第26号から議案第28号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます

◇議長 西田時雄

総務産業常任委員長 宮崎 稔君。

◇総務産業常任委員長、宮崎 稔

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。承認第2号川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、承認第4号令和7年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについてのうち、その所管に属する関係部分、議案第26号令和8年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第28号川北町空家等の適正管理に関する条例について以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 西田時雄

教育民生常任委員長 山田勝裕君。

◇教育民生常任委員長 山田勝裕

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。承認第3号川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、承認第4号令和7年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについてのうち、その所管に属する関係部分、議案第26号令和8年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第27号令和8年度川北町介護保険事業特別会計補正予算。以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これで、常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、承認第 2 号から承認第 4 号及び議案第 26 号から議案第 28 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

承認第 2 号から承認第 4 号及び議案第 26 号から議案第 28 号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席下さい。

したがって、承認第 2 号から承認第 4 号及び議案第 26 号から議案第 28 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 西田時雄

以上をもって、議事日程はすべて終了しましたので、令和 8 年第 3 回川北町議会議定例会を閉会します。

これにて散会します。どうもご苦労様でした。

(11 時 15 分)